

平成30年度
事業計画書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会

平成30年度 事業計画

少子高齢化が進み、地域社会や家族のあり方が変化し、社会的孤立や子どもの貧困など、地域における福祉課題が複雑化、深刻化し、複合的な課題を抱えながらも、制度の狭間で支援に結びついていない人たちの存在が地域の中でも顕著となってきています。また各地で大規模な災害が頻発しており、地域での支え合いの重要性が再認識されています。

本会では、第5期地域福祉活動計画の基本理念である「住民参加と自治を基盤とした地域福祉の推進」の実現に向け、当事者・家族・近隣住民と関わり、地域や制度・システム上の課題に向き合いながら、地域の専門職の幅広いネットワークと地域住民同士の助け合いという新しい協働による支援の仕組みを構築し、実践を積み重ねてまいりました。

平成30年度は、その第5期地域福祉活動計画の中間年に当たることから、これまでの活動を検証し、計画に掲げた目標の実現に向けてより具体的に活動を推進する年となります。校区社会福祉協議会や自治協議会など地域の組織や他の社会福祉法人、施設、関係機関・団体と連携して地域福祉の推進役としての役割を果たしていきます。

以上をふまえ、平成30年度は以下の事業項目に対し重点的に取り組んでまいります。

1. 小地域福祉活動の推進

校区社会福祉協議会強化への支援

2. ボランティアによる社会参加の拡大

- (1) 社協ボランティアセンターの取組みの推進
- (2) シニアボランティアに関する取組みの推進
- (3) 災害ボランティア活動の推進

3. 生活課題解決モデルの開発

- (1) 移動支援・買い物困難者支援の仕組みづくり（一部福岡市委託事業）
- (2) 住まいサポートふくおか（福岡市居住支援協議会事業）
- (3) 終活に関する事業
- (4) 「地域の子ども」プロジェクト（一部福岡市委託事業）

4. 拠点型地域福祉の推進

- (1) 社会福祉法人（施設や事業所を運営する）による地域における公益的な取組みに向けての協働
- (2) 遺贈と空き家の活用による地域福祉の拠点づくり

5. 地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）の機能強化

- (1) 生活支援コーディネーター業務（福岡市委託事業）の実施によるCSWの機能強化
- (2) ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化

6. 権利擁護事業の拡充

- (1) 判断能力が不十分な人の自立に向けた支援の強化～日常生活自立支援事業
- (2) 法人後見事業の強化
- (3) 市民後見人養成事業の推進（福岡市委託事業）

7. 地域福祉を推進するための基盤づくり

- (1) 福祉教育推進計画に基づく福祉教育関連事業の見直し構想の実践
- (2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

8. 生活困窮者への支援の推進

生活困窮者への課題解決に向けた関係機関との連携

重点項目

1. 小地域福祉活動の推進

(110,444千円)

校区社会福祉協議会強化への支援

地域ごとの課題や特性に応じた福祉活動の展開が行えるよう、住民が地域の課題を把握・共有し、目指す「地域の理想像」を実現するための具体的な活動について話し合い、広く住民に周知するための「校区福祉座談会」の開催や、その議論の経過を“見える化”する「校区福祉のまちづくりプラン」の策定等を支援します。

また、生活支援機能や介護予防機能の一部を担ってきた「ふれあいネットワーク活動」や「ふれあいサロン活動」については、地域特性などに応じた機能強化に向け、事業の拡充を支援します。

さらに、地域での助け合い・支え合いの活動である「生活支援ボランティアグループ活動」や、地域で家族介護者世帯を支えていくための取組みとして「在宅介護者のつどい」の実施を支援します。

① 地域特性に応じた福祉活動の展開

地域課題やその解決策を住民が主体的に話し合い、自ら目標を定め実践につなげる方法として「校区福祉座談会」などを開催するとともに、その内容をより多くの住民で共有するための「校区福祉のまちづくりプラン」策定を支援します。

《策定校区数 54校区》



② 校区社協の基盤をなす活動の拡充

(ア) ふれあいネットワーク活動の拡充

平成29年度から校区社協に貸与されている「避難行動要支援者名簿」を活用した見守りマップ等の作成支援や、災害時を想定した平常時の見守り体制づくり、安否確認・避難誘導訓練の実施に向けた支援等を推進するとともに、見守り活動の延長で行われている生活支援機能の強化策についての検討を進めます。

《実施自治会(町内会)率目標 84%、見守り対象世帯数 41,702世帯》

また、地域住民が主体となって実施している見守り活動に、福祉施設・事業所や病院、企業等も加わった重層的な見守りの仕組みづくりに向けた支援を行います。

(イ) ふれあいサロン活動の拡充

地域の実情に応じたふれあいサロン活動の実施に向け、働きかけを行います。

また、ふれあいサロンの介護予防機能の強化に向け、それぞれのサロンの創意工夫による運動・体操を取り入れたプログラムを推奨し、指導者の派遣等に取り組みます。

《新規活動開始目標 18箇所、実参加者数 10,971人》

③ 超高齢社会・大介護時代の到来に備える活動の拡充

(ア) ご近所お助け隊支援事業

日常の“ちょっとした困りごと”の解決を身近な地域（校区・町内）の助け合い活動として行う「生活支援ボランティアグループ」に対し、立ち上げや運営強化に必要な費用の一部を助成するとともに、定例会への参加等を通じた支援を行います。《新規活動開始目標 15グループ》

(イ) 在宅介護者のつどい事業（一部福岡市委託事業）

家族介護者の負担を軽減し、リフレッシュを図り、介護者を支える地域づくりを進めることを目的に、介護者がより参加しやすい校区単位・町内単位等の身近な場所での実施を支援します。

2. ボランティアによる社会参加の拡大

(24,363千円)

(1) 社協ボランティアセンターの取組みの推進

ボランティア活動における課題解決力の向上と活動者やグループの増加を目指し、NPO法人やテーマ型市民活動団体等との連携により、活動の裾野を広げる取組みを進めます。

また、これまでに市ボランティアセンターで蓄積したボランティアコーディネート力を区ボランティアセンターにも広め、市全体のボランティアコーディネート力を強化します。

(2) シニアボランティアに関する取組みの推進

シニア世代が元気に生きがいをもって地域福祉に関わることができるよう、介護保険施設でのボランティア活動や地域福祉の担い手を養成するボランティア講座を開催します。

実施に当たっては、「多様な生活支援の担い手として社会参加することが、結果的に自らの介護予防となる」ことを目指します。

(3) 災害ボランティア活動の推進

熊本地震や平成29年九州北部豪雨災害の災害支援ボランティア活動について、検証や分析を行ない、福岡市内での地震・洪水などの大規模災害の発生に備えて災害NPO法人や福岡青年会議所、日本財団など支援団体等との関係強化を図ります。

また、「災害ボランティアセンター運営マニュアル（平成24年11月策定）」の見直しを引き続き進めます。

3. 生活課題解決モデルの開発

(49,355千円)

(1) 移動支援・買い物困難者支援の仕組みづくり

① 地域との協働による移動支援モデル事業（福岡市委託事業）

ワゴンタイプの車両を地域に貸し出し、ボランティアが運転し高齢者に付き添うことで高齢者の買い物等を支援する取組みを進めます。

東区の香住丘校区におけるボランティアの確保などの課題解決に取り組みながら、新たなモデル団体の選定・運行開始を目指します。



② 住民参加型の買い物困難者支援の仕組みづくり

宅配を行う店舗等を一覧にした「買い物支援ガイドブック」の更新や、民間企業が所有するマイクロバスを活用した買い物支援バスの運行、社会福祉法人やNPO法人による移動販売を仲介する取組み等のメニューを拡充するとともに、新たな支援策の開発に努めます。

(2) 住まいサポートふくおか（福岡市居住支援協議会事業）

「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者を支援するため、高齢者の入居に協力する「協力店」や入居支援を行う「支援団体」による「プラットフォーム（ゆるやかな連携）」により、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居と入居後の生活を支援します。

また、課題等を精査の上、「高齢者支援モデル」として確立させて成約件数の増加を図ります。

さらに、他事業で連携している遺品整理業者から提供を受けた不用の家具・家電を生活困窮者世帯へ循環させる仕組みづくりに引き続き取り組みます。

(3) 終活に関する事業

①相談・啓発

終活サポートセンター（仮称）を設置し、葬儀、納骨、遺言、リビングウィル等に関する相談に応じるとともに、終活に関する出前講座や出張相談を行い、幅広く死後の不安を抱える方のニーズに対応します。

②死後事務委任に関する事業（やすらかパック等事業）

（ア）ずーっとあんしん安らか事業

人生の最期まで自分らしくよりよく生きるためのサポートとして、身寄りのない高齢者と死後事務委任契約を結び、定期的な見守りを行いながら契約者の死亡時に預託金で葬儀や家財処分等の死後事務を行います。

（イ）やすらかパック事業

預託金の一括準備が難しいため「ずーっとあんしん安らか事業」の利用が困難な方に対応できるよう、少額短期保険を活用した利用料金の月払い制度を継続して実施します。死亡後の葬儀、納骨（永代供養）、家財処分の費用は保険金で対応します。

(4) 「地域の子ども」プロジェクト（一部福岡市委託事業）

経済的に困窮している子育て中の世帯や、地域住民との関係が薄く孤立し、生きづらさを抱えている世帯等の課題解決に向け、子どもの分野における地域福祉としての実践モデルの構築を目指すとともに、子どもに焦点を当てた支援ノウハウの蓄積を進めるプロジェクトに取り組みます。

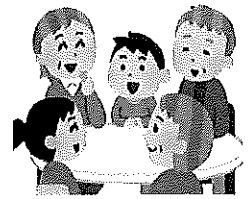
① 食事をとることが困難な子どもの食事の提供の場づくり

共働き世帯やひとり親家庭をはじめ家庭環境等様々な要因により一人で食事を取ったり、家で十分な食事が取れなかったりする子どもに対し、地域や学校、企業、

団体、行政等と連携して、食事を提供することで子どもを地域で支える環境整備に取り組めます。

② 子どもが安心して交流や学習のできる居場所づくり

地域住民が主体となって実施する子どもやその親が安心して集える場づくりや、多世代との交流をとおして生活習慣等を子どもが身につけ自立して生きる力を育む取組み、学生ボランティア等と連携した学習支援の取組み等を支援します。



③ 子どもの居場所づくり等に関わる支援者のネットワークづくり

食と居場所づくりに関わるボランティア等支援関係者が一堂に会し、情報交換や交流、ネットワークづくりを行う場づくりに取り組めます。

4. 拠点型地域福祉の推進

(2,971千円)

(1) 社会福祉法人(施設や事業所を運営する)による地域における公益的な取組みに向けての協働

社会福祉法に責務として規定されている、社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」の実施に向け、区社協と連携しながら、地域や個別のニーズを踏まえた制度外サービスや解決モデルの構築を目指し、福祉施設・事業所を運営する社会福祉法人や事業所連絡会等との連携を図ります。

① 個別解決モデル創造事業

社会福祉法人等との協働により「買い物困難者支援」や「移動困難者支援」、「地域カフェ」、「認知症高齢者等検索サポート体制整備」等の取組みを拡充します。

② 専門スタッフ派遣事業

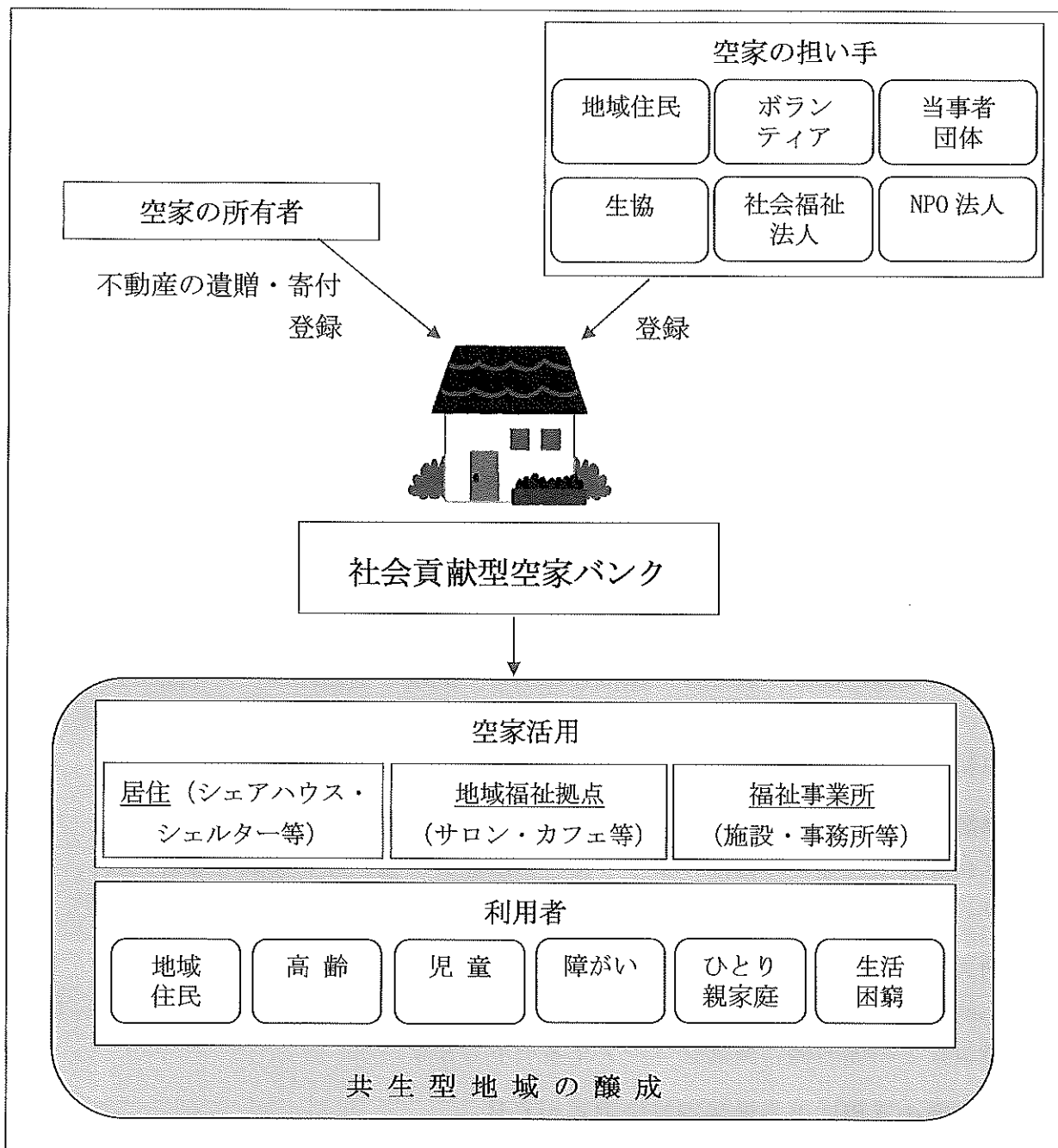
ふれあいサロンや子育て交流サロン等の地域福祉活動に対し、施設と連携して施設職員などの専門職の派遣をコーディネートします。

(2) 遺贈と空き家の活用による地域福祉の拠点づくり

「遺産を地域のために」という市民の思いを「カタチ」にするための受け皿となる仕組みをつくり、不動産を含めた遺産を本会が取り組む事業に活用することで地域福祉の推進を図ります。

また、NPO法人等他団体との協働事業の資源とすることにより、多様な地域課題の解決を図る仕組みへと発展させていきます。

併せて、パンフレットの配布、弁護士会・司法書士会・行政書士会・信託銀行等との連携による市民への働きかけをはじめとした遺贈・寄付文化の醸成と普及を通じ、遺贈先として選ばれるよう取り組めます。



5. 地域福祉ソーシャルワーカー (CSW) の機能強化

(268,108千円)

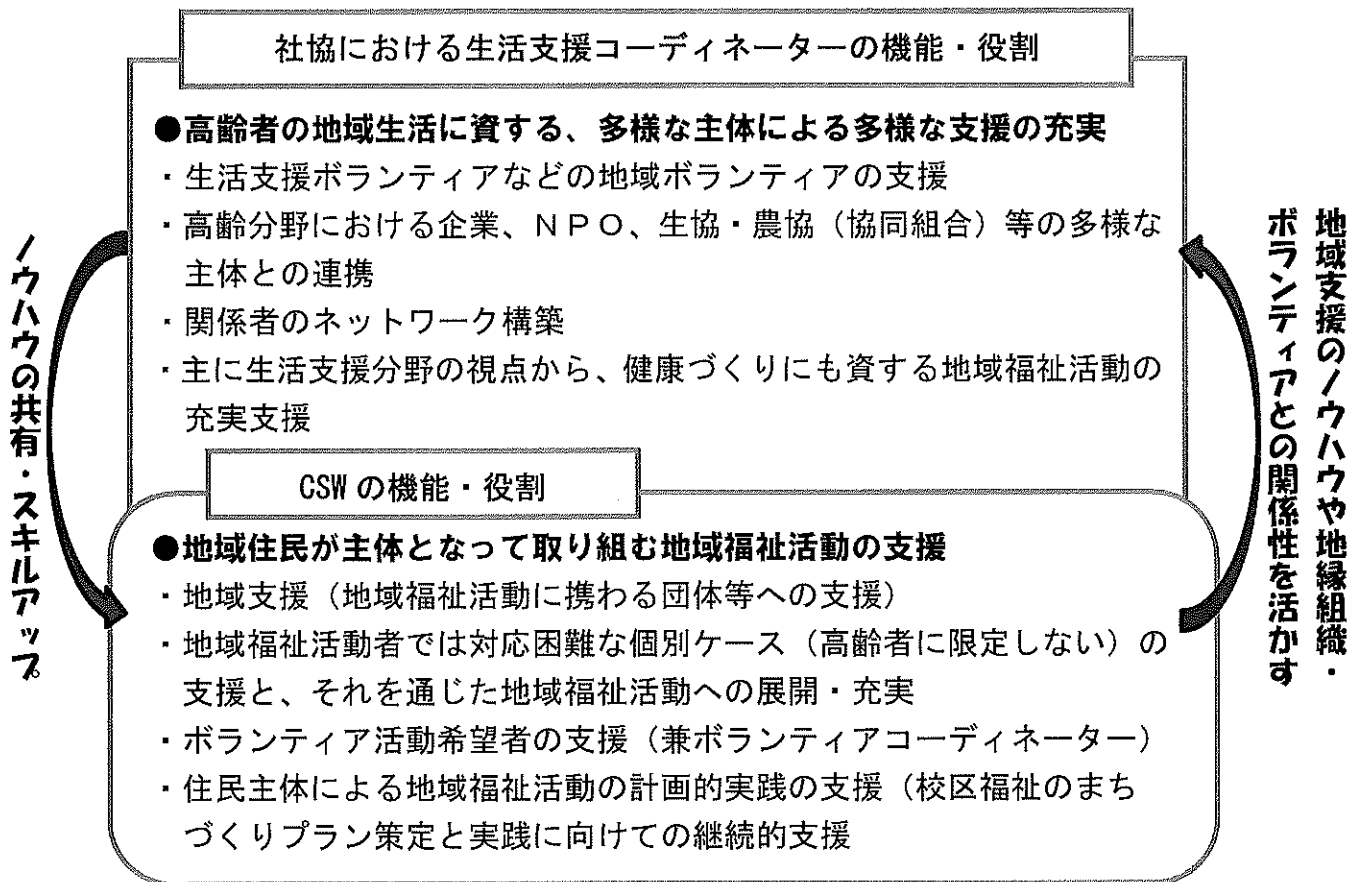
(1) 生活支援コーディネーター業務(福岡市委託事業)の実施によるCSWの機能強化

福岡市は地域包括ケア推進のため、生活支援コーディネーターを配置し、地域における生活支援や介護予防の多様な取組みを支援する「生活支援体制整備事業」を実施しています。福岡市社協は4区の生活支援コーディネーター業務を受託し、各区1名の生活支援コーディネーターを配置します。

生活支援コーディネーター業務では、CSWの実践をとおして培った地域支援のノウハウや地縁組織・ボランティアとの密着した関係性という強みを活かし、地域課題の把握や地域の事業者等への参画を働きかけるとともに、平成28・29年度のコーディネーター先行配置事業の受託で培った企業等の多様な主体との協働を進める手法等により、社会資源の創出を支援するとともに、地域包括支援センターとの連携を強化し、高齢者

の地域での自立した生活を支える体制の構築を進めます。

また、区社協は市社協の生活支援コーディネーター業務と連携しながら、生活支援コーディネーターと類似する役割を果たすCSWが身近にその支援ノウハウを学び、共有することで、CSWのスキルアップと機能強化を図ります。



(2) ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化

社会福祉法に責務として規定された、社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の実施に向け、福岡県社会福祉法人経営者協議会と福岡県社協が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に区社協とともに参画し、社会的に孤立したり既存の制度にもつながらず困難を抱えている人に対して、事業に参画する地域の社会福祉法人と協働し、それぞれの専門性および資源を活かした支援を行います。

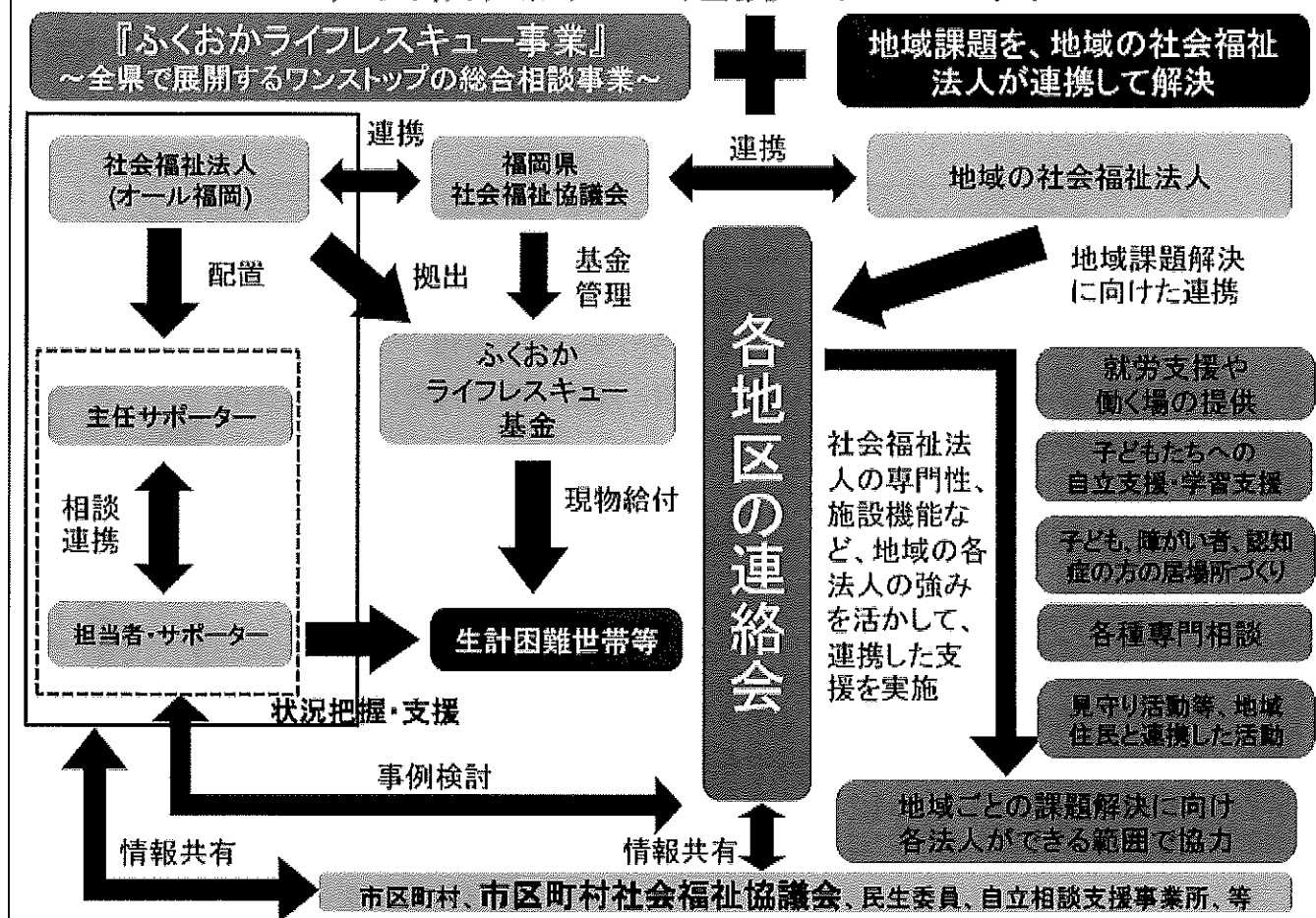
また、参画法人による区ごとの「地区連絡会」の実施を支援するほか、市域での「全体会」を開催し、市全体としての事業の充実を図ります。

【ふくおかライフレスキュー事業】

福岡県内の社会福祉法人が資金・人材・専門性を持ち寄り、生活困窮者が抱える様々な課題を柔軟に解決していくための相談・支援事業。

緊急の対処として、参画する社会福祉法人が拠出した基金を活用し食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助（現物支給）を行う点に、この事業の特質がある。

社会福祉法人の連携 イメージ図



【「ふくおかライフレスキュー事業」を利用した高齢者支援の事例】

一人暮らしで身寄りがなく、人との関わりが全くない状態で、ごみが散乱している部屋で生活していた高齢者Aさん（女性）。行政やいきいきセンターの職員が訪問しても、立ち上がれないほど衰弱しているにもかかわらず、医療・介護の支援を受けることを頑なに拒否していました。

いきいきセンター職員や民生委員、不動産会社の方などが安否確認を続けていましたが、お盆に見守りができない期間ができてしまうと、行政から区社協に相談がありました。

区社協職員は民生委員などに状況を確認した上で、「ふくおかライフレスキュー事業」による支援を考え、区内の社会福祉法人に協力を打診しました。そして、近隣の高齢者施設の職員がお盆期間にAさん宅を訪問し、安否確認や食料の提供を行いました。

専門職が連携してじっくり本人の話を聞き「寄り添う支援」ができたことで、Aさんの頑なな態度にも変化が見られ、お盆明けには病院受診や介護サービスを受けることを了承されました。こうして、社会福祉法人の強みや専門性を活かすことで、Aさんの危機的な状況を改善に導くことができました。

6. 権利擁護事業の拡充

(118,385千円)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な状態にある人の権利擁護を目的として、「日常生活自立支援事業」や「法人後見事業」に取り組みます。

また、「日常生活自立支援事業」においては、区社協のコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）が初期相談を受け、より身近なところで相談できる環境を整えるとともに各種専門職や相談支援機関、地域住民と連携した支援を目指します。

(1) 判断能力が不十分な人の自立に向けた支援～日常生活自立支援事業

利用者が抱える様々な生活課題に対して、区社協 CSW と連携を密にしながら適切な相談援助を行い、本人にとっての「自立」を支援します。

また、専門員の区社協配置を進め、相談援助機能を強化するとともに、限られた財源で事業を効率的・効果的に進めるため、利用料・サービス内容について検討を行います。

(2) 法人後見事業の強化

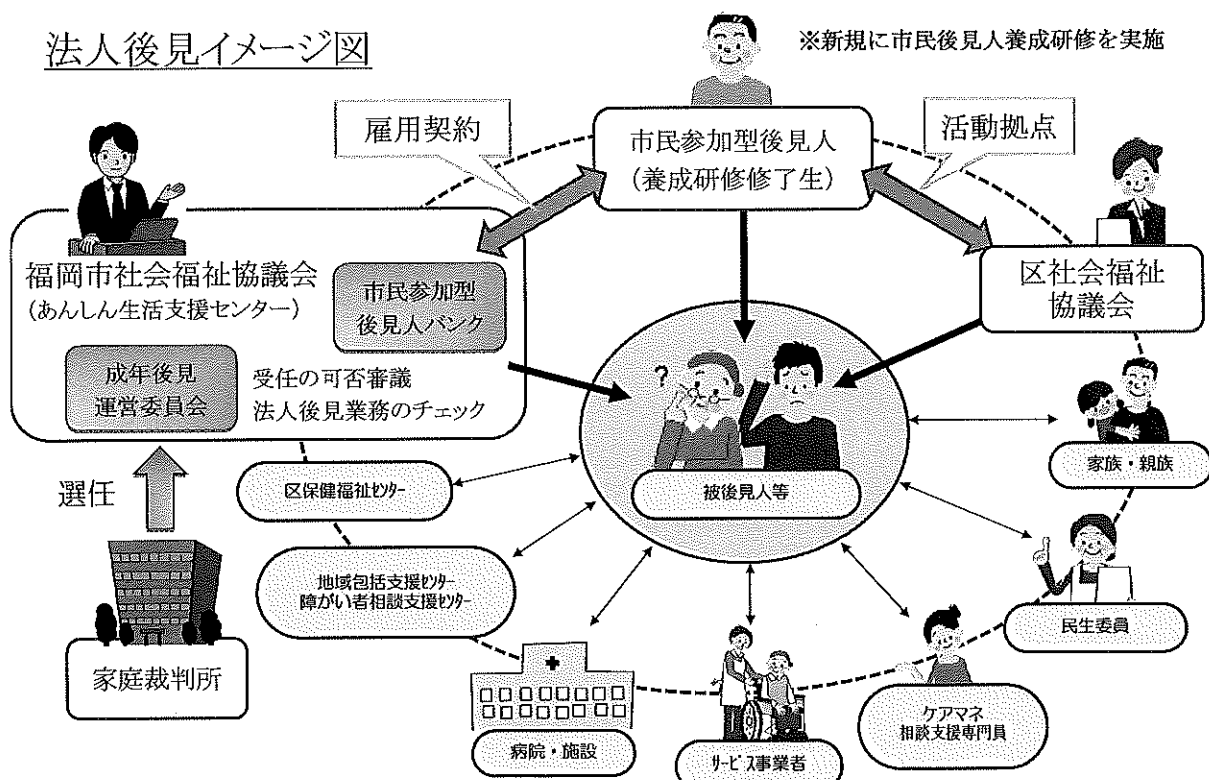
「日常生活自立支援事業」や「ずっとあんしん安らか事業」等の利用者に対し、判断能力が低下した後でも、継続した支援を図ることができるよう、法人後見が受任できる体制の強化を進めます。

また、福岡市が検討している認知症などにより判断能力が十分でない人の意思決定を支援する総合的な相談支援体制の動向を注視し、法人後見業務等で蓄積されたノウハウ等を活かせるよう関係機関への情報発信に努めます。

(3) 市民後見人養成事業の推進（福岡市委託事業）

これまでに養成した市民後見人養成研修修了者（市民参加型後見人）を法人後見業務や日常生活自立支援事業の履行補助者として積極的に活用することにより、実践的な人材の育成を図るとともに、成年後見制度の新たな担い手を確保するため、福岡市の委託により、市民後見人養成研修を実施します。

法人後見イメージ図



7. 地域福祉を推進するための基盤づくり

(1, 284千円)

(1) 福祉教育推進計画に基づく福祉教育見直し構想の実践

社会的孤立や排除を解消し、誰もが社会参加できる地域づくりのため、障がい者や高齢者の擬似体験プログラムやボランティア講座など様々な形で福祉教育を推進します。特に「コミュニケーションが難しい障がい（知的障がい、発達障がい）への理解や接し方を学ぶ福祉教育プログラム」の普及に努めます。

また、現役サラリーマンやサラリーウーマンの社会参加を促進するためプログラムの開発を進めます。

(2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の活用

避難行動要支援者名簿にもとづく災害時の避難支援や、平常時の見守り活動をはじめとする地域福祉活動を進める上で重要となる個人情報の共有・活用に関して、「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」を活用し、校区社協や民生委員・児童委員、校区自治協議会役員等が参加する出前講座を開催し、地域ごとの情報共有のルール作りや、見守りに携わる関係団体間の連携体制整備等を支援します。

引き続き地域福祉の推進を視点においた出前講座を開催し、安心して情報を開示できる福祉のまちづくりと自助教育を一体的に進めます。

8. 生活困窮者への支援の推進

生活困窮者への課題解決に向けた関係機関との連携

生活困窮世帯からの生活福祉資金等の貸付相談で把握した課題の解決に向け、生活自立支援センターやフードバンク活動実施団体等の関係支援機関と連携を図ります。

事業項目

1. 小地域福祉活動の推進

(126,964千円)

- 校区社会福祉協議会強化への支援 重点項目
- 地域特性に応じた福祉活動の展開 重点項目
- ふれあいネットワーク活動の拡充 重点項目
- ふれあいサロン活動の拡充 重点項目
- ご近所お助け隊支援事業 重点項目
- 在宅介護者のつどい事業 (一部福岡市委託事業) 重点項目
- 地域カフェの実施
- 安心情報キット・緊急時連絡カード配付事業
- 民生委員児童委員協議会との連携

2. ボランティアによる社会参加の拡大

(45,189千円)

- 社協ボランティアセンターの取組みの推進 重点項目
- シニアボランティアに関する取組みの推進 重点項目
- 災害ボランティア活動の推進 重点項目
- ボランティア活動情報の収集・提供
- 各種ボランティア養成講座の充実
- 登録ボランティアグループへの支援
- 介護支援ボランティア事業 (福岡市委託事業)

3. 生活課題解決モデルの開発

(80,289千円)

- 移動支援・買物困難者支援の仕組みづくり (一部福岡市委託事業) 重点項目
- 住まいサポートふくおか (福岡市居住支援協議会事業) 重点項目
- 終活に関する事業 重点項目
- 「地域の子ども」プロジェクト (一部福岡市委託事業) 重点項目
- ファミリー・サポート・センター事業 (福岡市委託事業) の拡充
- 子育てサロン・サークルの支援
- 心配ごと相談所の開催
- 福祉用具リサイクル斡旋事業 (年度中に廃止予定)
- 車いす・リフトカーの貸出 (年度中に一部縮小予定)

4. 拠点型地域福祉の推進

(2,971千円)

- 社会福祉法人(施設や事業所を運営する)による地域における公益的な取組みに向けての協働 重点項目
- 遺贈と空き家の活用による地域福祉の拠点づくり 重点項目

5. 地域福祉ソーシャルワーカー (CSW) の機能強化

(268,108千円)

- 生活支援コーディネーター業務(福岡市委託事業)の実施によるCSWの機能強化 重点項目
- ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化 重点項目

6. 権利擁護事業の拡充 (118,385千円)

- 判断能力が不十分な人の自立に向けた支援～日常生活自立支援事業 重点項目
- 法人後見事業の強化 重点項目
- 市民後見人養成事業の推進（福岡市委託事業） 重点項目

7. 地域福祉を推進するための基盤づくり (388,508千円)

- 福祉教育推進計画に基づく福祉教育見直し構想の実践 重点項目
- 地域福祉活動における個人情報共有化の推進 重点項目
- 「第5期地域福祉活動計画」の中間評価・見直しの実施
- 「第61回大都市社会福祉施設協議会（福岡市大会）」の実施に向けた支援
- 福祉学習の推進（福祉学習教材の提供、出前福祉講座）
- ホームページなどを通じた情報発信
- 福祉のまちづくり推進大会の開催
- 市民福祉プラザの運営
- 市民福祉講演会の開催
- 福祉図書・情報室の運営
- 福祉バス運営事業（福岡市委託事業）
- 社会福祉事業従事者研修
- 民間社会福祉事業従事職員福利厚生共済事業
- 福岡市保育士人材確保事業
- 福岡市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- 福祉の職場面談・説明会
- 社会福祉士相談援助実習受入
- 施設整備利子補助事業
- 共同募金、寄付金を活用した福祉のまちづくりの推進（共同募金配分、奉仕銀行等）

8. 生活困窮者への支援の推進 (39,410千円)

- 生活福祉資金貸付事業
- 福岡市生活保護世帯等一時貸付金事業（福岡市委託事業）

9. 運営等及びその他 (213,994千円)

- 会務の運営（理事会・評議員会）
- 職員の資質の向上と人材育成（職員研修、資格取得への支援）
- 人事評価制度の実施
- 財源の確保（会員の拡充、寄付つき商品の開発等）
- 収益事業の実施（市民福祉プラザレストラン運営、自動販売機の設置）
- その他の社協事業（戦災引揚死没者追悼式等）